

第8回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第11号議案「平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書の作成について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

学識経験者の浅野先生と上月先生から評価をいただきました。改めてここで、こういう御指摘があったと披露するものがあれば挙げてください。

この評価を受けて、社会教育部は何かありますか。

社会教育部長) 社会教育部は学校教育以外の部分を担っておりまして、特に子どもたちの居場所づくりで、いろいろと先生からご指摘とご助言をいただいたところです。

特に昨年度は、この事業評価で申し上げますと57ページにキッズスクエア事業を挙げておりますが、昨年度は実施校を4校から6校まで増やしました。登録率も実施内容に記載しておりますが、平成27年度は44.2%でしたが、28年度は48.4%に増加しております。また、今年度1校既に実施しておりますが、さらに増えていることで、徐々にこの事業が子どもにも保護者にも浸透しているのではないかと考えております。

また、58ページには留守家庭児童会、学童保育のことも掲載しておりまして、請願採択を受けて昨年度から4年生までを受け入れて実施いたしました。結果、対象の学年は広がりましたが、逆に待機が出ている状況も一部ではございます。こうした状況も十分に勘案しつつ、引き続き放課後の居場所づくりについて取り組んでいきたいと考えております。

この件については、若干PRにはなりますが、社会教育部では、多くの社会教育施設を所管しておりまして、67ページ以降、美術博物館、富田碎花旧居、谷崎潤一郎記念館を載せていますが、それぞれ入館者数が非常に増加いたしました。特に68ページの富田碎花旧居に関しましては、改修工事を行った結果、過去5年間の平均入館者数の2倍を超える方にご入館いただきまして、多くの方に知っていただけるようになったと思います。

図書館についても、昨年度1か所で月曜日を開館いたしました結果、利用者数が増加したことと、また、子どもを対象とした事業についても参加者数がこれまでの3倍に増加した状況となっております。様々な事業を実施していく中で、参加いただく方が増えております。多くの方々に関わり、いろいろな事業を進めてきたこれまでの成果が、昨年度実を結び、結果となってきたと感じております。これについても、引き続き、事業を拡大していけるよう取り組んでまいります。

教 育 長) 本市はブックワーム芦屋っ子の育成を重点目標としていますが、お二人の学識経験者からの評価を受けて、どのように感じましたか。

学校教育課長) 上月准教授の評価の2行目に、学校図書館担当教員、学校図書館司書補助員、読み聞かせボランティアの合同研修の実施など着実に読書推進の取組、啓発を行っていることは大いに評価できるということで、昨年度、研修を拡大して、幅広いメンバーで研修ができたことは、我々も大変有意義だったと考えておりますし、またこのような評価を受けたことは大変うれしく感じております。今後もさらに充実するよう取組を進めてまいります。

管理部長) それでは管理部から特筆すべき点について申し上げます。平成28年度の事業のうち、主な事業といたしましては、公立幼稚園の見直しと、学校施設の建て替えが挙げられます。まず公立幼稚園の見直しにつきましては、21ページにお二方の学識経験者のコメントを掲載しております。

お二方の先生方に共通いたしますのは、市立幼稚園、保育所の見直しは、これまでにない大規模な見直しでございます、市民の皆様への影響も相当大きいものですので、今後も引き続き丁寧に説明を続けていくことが最も重要であるというコメントをいただいております。79ページにも同様のコメントをいただいております、特に上月先生の評価欄の下から3行目にあります、今後の就学前教育をどう考え、実行していくかについては、市長部局とも十分調整しながら全体像を描いて、そしてそれを市民や保護者の皆様に進捗状況も含めて丁寧に説明して対応を継続していくことが最も重要であるという御指摘いただいておりますので、その点については今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

もう1点が学校の建て替えです。特に、現在は中学校の建て替えがメインになっております。これについては、54ページに、浅野先生の評価欄で御指摘をいただいております。2行目になりますが、特に今後、建て替えや改修なども含めて教育環境施設の整備に当たっては、地域とともにある学校園という視点を持って、児童生徒のみならず、市民の皆様も利用しやすい、活用しやすい、そういう学校施設の整備が一層求められているとの御指摘をいただいておりますので、今後、山手中学校、精道中学校の建て替えについても、この点においては不可欠であると考えております。

簡単ですが、以上です。

教 育 長) それでは、学校教育部お願いします。

学校教育部長) 学校教育部につきましては、かなりの事業数がございますので、かいつまんで説明いたします。基本施策1の(1)では、20ページにありますが、接続期カリキュラムの実践編を作成いたしました。接続期カリキュラムの理論編を前年度に作成しておりましたので、それにつながる実践編を作成し、就学前、小学校の教員も含めた研修を実施しております。こうした取組において先生方からは、その冊子を作成したことに留まるのではなく、それを活用して円滑に進めていくようにとの御指摘をいただいておりますので、その点を十分に留意して、今年度も進めているところでございます。

次に、1の(2)、24ページにあります中学生の海外派遣事業については、昨年度から国際理解という点で実施しており、英語のスピーチコンテストと、これら一連の取組を評価いただ

いているところではございますが、新たな学習指導要領において英語の教科化が始まります。今までの取組が結びつくような形で準備を進めていくようご指摘をいただいておりますので、研修等を実施していきながら、進めてまいりたいと考えております。

次に1の(4)、30ページの体育振興ですが、昨年度市内の小学校6年生が一堂に集まりまして、スポーツ交流会を開催いたしました。こうした取組において、体力の向上を目指している点、また淡路産の食材を使っての食育を進めている点などについて評価をいただいております。

体力向上については、今申しあげました交流会だけではなく、担当の教員とも一体になって、日々の更なる指導力の向上及び取組を期待されておりますので、より一層進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、36ページですが、いじめのアンケートにも関わりますが、子どもたちにスマホの使い方について、自分たちで考えていける取組としまして、昨年度は3回スマホサミットを開催いたしました。こうした取組の中で、自分たちのルールを考えていく主体性を身につけていくことについて評価いただいておりますが、そのほかのいじめについては、その基本方針を改定する年度になっていることですか、スクールソーシャルワーカーも配置されておりますので、そうした専門員と一緒に取組を進めてくよう御指摘をいただいております。こうした点に留意しながら、さらに進めてまいりたいと思っております。

学校教育部については、以上です。

教 育 長) 委員の皆さんから何か質疑はございませんか。

松 本 委 員) 29 ページからの基本施策(4) 健やかな体の育成については、教育トークでもテーマになっていたのですが、指標9を見ると平成26年度が10%だったものが、平成28年度では、7.5%に下がっています。目標値は20%になっていて、先ほども学校教育部長がおっしゃったようにスポーツ交流会を開催されたり、いろいろな研究も進められているところですが、今回数値が下がっている点について、もう少し対策といたしますか、具体的に体力向上に向けた取組や対策などがありましたら教えていただけますか。

学校教育課長) まず、現状を申しますと、県や国の平均を超えるものが、本当に1種目、2種目足らずで、昨年ですと、柔軟などに限られております。

何とか子どもの体力向上をと、就学前の子どもについては、小学校と協力をして、特に遊びをとおして体力の向上を図り、小学校については、体育の時間だけではなかなか体力向上を図れませんので、休み時間であるとか放課後であるとかの時間も活かしていくことができないかと市全体で思案しておりました。

基礎となる幼稚園、保育所の遊びの時間を体力の向上のため、有意義に活用することができないかということで、各就学前施設にラダーとケンステップを導入しました。ラダーは床の上に置くはしごのようなもので、それを使っていろいろなステップで走ったり、ケンケンで飛んだり、こうした動作を通じて、巧みさ、調整力やスポーツ性を養うものです。ケンステップにつ

いては、これも床の上に置いて使用しますが、輪に矢印がついていまして、その中でケンケンで跳んだり、両足で跳んだり、子どもたちが楽しみながら遊び、体力の向上につなげていけるものになっています。

小学校にはジャベボールという正確に腕を振って投げると音がするラグビーボールを小型化した形に羽のついたものになりますが、それを配布いたしました。そして、これらの使い方について、就学前施設と小学校が合同でミニ講習会を実施し、まずは双方共通したものを使った中で、どういったところがよかったのか、悪かったのかについて意見を交わし、合同で進めていきました。

これまでは、小学校体育研究会という小学校に限られた中に、幼稚園の先生が入ってこられることはございましたが、さらにその範囲を拡大して、公立・私立の保育所も含めた、市内の就学前施設と小学校という広くくくりで、合同で子どもの体力の向上を図っていこうという取組を現在進めております。

松本委員) ありがとうございます。

浅井委員) 時間はかかるかもしれませんが、これが数年後に成果としてどのような形であられるかを期待したいと思います。

小石委員) この間の教育トークでも話題に挙がっていましたが、幼・小・中のそれぞれの接続を、どのようにつなげていくかということも念頭に置きながら、今回は幼・小に着目すると体力問題になりますが、これについては、いわば幼・小が連携して、関連する行事をつくり出せるのではないかと思います。いかがでしょうか。

学校教育課長) 先ほどの実施例の他に、小学校の水泳に関しましても、小学校5年生と幼稚園の年長と一緒にプールに入りまして遊ぶ中で、5年生が幼稚園の園児に教えたりと、幼い子を教えるという経験を通しての学びもあります。5年生と年長の組み合わせは、次年度年長が入学いたしましたら、6年生と1年生でのペア学級になりますので、先を見越した連携も含めた取組も現在、それぞれの学校で進めているところです。

浅井委員) 17ページと18ページについて、平成26年から平成28年にかけて飛躍的に実績が上がっているものがあります。例えば、2番の公立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施の総数。18番の青少年の自主的活動。22番のアサガオの支援対象者数については、基準年の26年度より増えています。また、23番の子育て世代交流会などへの参加人数、24番の学校図書館における図書貸出冊数、27番の芦屋の伝統や文化にかかわる講演会などの参加者数や、28番の中学生以下の美術博物館入館者数も同様です。

これらについては、結構実績が上がっていると思うのですが、それぞれどのような対策や手段を講じてのことでしょうか。28年度に限ってのことなのでしょうか。それとも、今後も更に伸びが見込まれるものなのでしょうか。このあたりをお聞かせいただけたらと思います。

学校教育部主幹) 2番の公立全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施率の件につきましては、昨年度から3歳児の親子広場を週に1回全園で開催いたしましたことや、オープンスクールについては、年に2回から3回に増やして実施いたしましたこ

とが、人数に反映されていると思います。従来から地域のお子様と保護者の居場所づくりのため、未就園児交流会は以前から実施していましたが、こうした活動を通して地域に溶け込み、また還元していくことを幼稚園で進めている結果だと思います。

学校教育課長) 24番の児童・生徒一人当たりの学校図書館における図書貸出冊数の増加につきましては、昨年度と今年度の2か年で、ほとんどの図書館司書補助員の異動を行いました。異動することによりまして、新たな補助員が配置されることになり、これまでとは違う新しい面が見えてまいりました。10年、20年と同じ学校で勤務していますと、やはりマンネリ化は否めません。これまでとは違う新たな取組を行っていただいたことで、子どもたちの刺激につながった点については司書補助員の努力が非常に大きかったと感じています。

青少年育成課長) 18番の青少年の自主的活動については、これまではキャンプ場の活動を中心とした青少年リーダーの活動が主だったのですが、今回の486人という数字の主な内容は、キッズスクエアでの学生及び高校生のボランティアの数です。平成28年度は6校で開催していましたが、今後、全校での実施に伴って、ボランティアの数をさらに増やしていきたいと考えているところです。

浅井委員) 相乗効果に繋がっていて大変いい取組ですね。

青少年愛護センター長) 22番のアサガオですが、平成28年度からカウンセラーを2人体制にいたしましたことと、3日間開いていたものを5日間に変更した関係と思われます。

浅井委員) わかりました。

社会教育部長) 27及び28ですが、まず27番の芦屋の伝統や文化に関する講演会等の参加数ですが、おそらく昨年は谷崎潤一郎の生誕130年の節目の年でして、これに関する様々な事業を実施するとともに、講演会を開催したことによるものと思います。

また、会下山の発掘60周年で、ルナ・ホールでフォーラムを開催したのですが、ホールが満席になる程の方がお越しになられたことも一因であると考えております。

それから、中学生以下の美術博物館の入館者数ですが、昨年の夏休み期間にチャペックの絵本の原画展がありまして、中学生以下のお子様方が楽しめるような企画でしたので、これが影響したのではないかと思います。

23の子育て世代交流会については、この会が市民の方に浸透してきたことにより参加者数が増えたものと考えます。

浅井委員) ありがとうございます。

松本委員) 36ページの指標12の中学校における不登校生徒の割合が増えていますが、平成28年度にはスクールソーシャルワーカーが配置されておりますので、今年度に入ってその効果が見られてきているのかをお伺いできますか。

学校教育部主幹) ここ数年の喫緊の課題であります不登校生徒の増加については、今回も浅野教授からご指摘をいただいているところです。スクールソーシャルワーカーが配置されたことによって、初期段階から生徒と直接話をする機会は、配置前に比べてかなり増加しておりまして、そういう点では学校としては早期対応ができる環境になっており、早い段階から動いています。

実際、今年度についてはまだ1学期のみの状況ですが、中学

校のうち1つの学校については、昨年よりも不登校生徒の数が減っております。今後、2学期、3学期で、どのように推移していくのかまだわからないところですが、確実に成果は上がっていますし、学校の意識も高まっていると感じております。

松本委員) ありがとうございます。

小石委員) どのような理由で不登校になっているのでしょうか。文科省が出している基準などありますよね。

学校教育課主幹) いわゆるいじめによるものはございません。友人関係や本人の怠惰という従来からの要因もありますが、最近では家庭環境という要因が増えております。友人関係については先ほど申し上げたスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談する機会も増えておりまして、友人関係を理由とした不登校が増えているわけではありません。

高い意識をもって取り組んでいる中学校では、本当に大きな変化を遂げておりますので、その取組を、ほかの学校にも広げていくべきだと考えております。

松本委員) 32ページの特別支援教育に関して、今後の課題方向性の下に、年々増加傾向にある各学校園や保護者からの教育相談に応えるべくと書いてあるのですが、年々、増加傾向にあって、特別支援教育センターの専門指導員の方は頻繁に巡回されているようですが、こういった形で支援をより充実させていこうと考えておられますか。

学校教育課主幹) 支援をしてほしいという要望は年々増えておりまして、実際、診断を受けて特別支援学級のクラスに在籍している児童も

います。現在、特別支援センターの他、三田谷治療院や芦屋特別支援学校などの関連施設もあります。三田谷治療院につきましては、芦屋市からの委託事業として昨年度からペアレントトレーニングといたしまして、保護者を対象とした相談事業や、セミナーなどを開催しておりますし、各学校への支援も行っております。また、芦屋特別支援学校のコーディネーターの方からの指導を受けていただく中での相談というものもございいます。

いずれにいたしましても、市の特別支援センターが中心になって関連施設、機関と連携をとりながら相談業務や支援等学校のコーディネーターとともに進めてまいりたいと考えております。

松本委員) ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第11号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) ここでお諮りいたします。

第12号議案「芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び第13号議案「平成29年度教育委員会関係補正予算について」ですが、これら2議案は、

9月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本臨時会の後半に審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、非公開審議とする2議案につきましては、日程第2にあります報告第8号「芦屋市立幼稚園・保育所のあり方について」の内容を踏まえたものとなっておりますので、報告第8号の審議後に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、この後の審議としましては、第14号議案「教科書採択」の審議を行い、次に、報告第8号「幼保のあり方」について報告を受け、その後、非公開で第12号議案「設置管理条例の改正」及び第13号議案「補正予算」を順番に行うことと決定いたします。

教 育 長) それでは、第14号議案「平成30年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。このことにつきましては、前回、この議題に対しての方針を決定したわけですが、改めて

確認したいと思います。質疑はございませんか。

ないようですので、今、事務局から提案いたしましたように、2 ページ、3 ページ、平成 3 0 年度使用小学校教科用図書並びに中学校教科用図書は今まで使っているものと同一の物で決定ということでよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、異議なしと認め、基本方針どおり、採択するということに決定いたします。

では、次、お願いします。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 拡大教科書については、その子どもさんの見え方によって、全部の教科で用意されるということですか。

学校教育課長) そうです。事前に子どもの見え方によってポイントを選び、発注をかけております。

浅 井 委 員) わかりました。

学校教育課長) ただ、1 つ課題がありますのは、その拡大教科書によってはみんなが使う教科書と大きさが違う場合があり、みんなと同じ教科書が使いたいという声は、学年が上がるにつれて大きくなる傾向があります。中学生になると、私だけ何でこんな大きい教科書を使っているのだろう、やはりみんなと同じ教科書という気持ちになるようです。みんなの使っているものより分厚くなったり大きくなったりしますので、使いづらい部分を感じているということは聞いております。

浅 井 委 員) そうなのですね、わかりました。

小石委員)　　そういう場合は、本人の希望に従って皆と同じ大きさのものをもらったらいいのですか。

学校教育課長)　　個々の希望は尊重しております。

小石委員)　　みんなと同じ本でも、眼鏡などをすれば読むことができるのでしょうか。

学校教育課長)　　個人の気持ちを尊重するといっても全然見えないものを渡しても仕方がないので、できる限り気持ちを尊重しつつ読むことができ、大きさもみんなに近いものを渡していくようにしております。

教育長)　　そちらに並べてくれているものが該当の本です。昨年も確認いただきましたが、改めて手に取ってご覧いただけますか。

(特別支援学級用教科書確認)

教育長)　　今、各委員に実際、ご覧いただきましたが、これについて質問はございますか。

子どもたちの障がいの状態によっていろいろな本を保護者と学校とが話し合って決定していくわけですが、教育委員会として大切にしたいのは、子どもの状態を最優先にその子どもにあった本を選んでいくということです。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。平成30年度使用としましては、学校教育法附則第9条の規程による教科用図書の、この報告にあるとおり、特別支援学級用の文部科学省の著作本、そして学校教育法施行規則9条の規程による教科用図書、並びに通常学級で採択される教科書のものの中から選んでいくということで

よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、そのようにいたします。では、次、お願いします。

学校教育課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

それぞれの観点ごとに区切らせていただきながら説明していただきたいと思いますので、まずはその観点につきまして、学びやすい編集になっているか、少し特徴的な教科書のことについて報告があったことを説明させていただきました。この部分で何かございますでしょうか。

松本委員)

「この一言」ですね、「この人のこと」ではなくて。

学校教育課長)

「この一言」です。済みません。

教育長)

説明を続けてください。

学校教育課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長)

今日の報告を聞く以前に、各教育委員は教科書をご覧いただいておりますので、ご自身の所感と今の報告書の内容とを対比する中で、感じられたことなどご質問いただきたいと思います。

様々な報告書において、多くコメントされている会社とほとんどコメントされていない会社とがありますが、その違いは何ですか。

学校教育課長)

報告書については、特徴的な部分を抜粋して述べさせていただきましたので、コメントの数いかに優劣を判断しているわけではございません。この点については押さえておいていただきたいと思います。

教育長)

では、2点目ですが、この度初めて道徳の教科書ができま

した。どれも学習指導についての目安やいろいろなことが丁寧に書かれていましたが、ここまで丁寧なものが必要なのだろうかとか気になりましたが、この点についてはいかがですか。

学校教育課長) どの教材も1時間で完結できるように構成されておりますので、基本的にはこの教科書を使って授業を行うことを考えておりますが、その他、県の教材や阪神・淡路大震災を含めるなど、独自の教材も入れ込んでいく必要があるのではないかと思います。

教育長) 私も自信をもって授業ができそうだなと思うぐらい、目安など丁寧に書いています。先生方は初めて授業することになりますので仕方ないのかなとは思いますが、その辺のスタンスが少し気になっています。

そういう観点から、教科書としてここまで書かないといけな
いのか、いや、初めてだから書いたほうが授業をしやすいのか
など、その辺はいかがですか。

学校教育課長) 特徴的なところで、やはり今、教育長がおっしゃったように、非常に細かく発問内容が記載されており、教員が考えなくても発問が次々展開されていくような部分と、逆に、本当に発問を減らして、教員が考えて授業をつくっていく部分とでは大きな違いがあると思います。また、中には非常に長い教材もありますので、1時間で本当に終わることができるのかなという
のも、読んでいて感じるころはありました。

教育長) わかりました。他に質問はございませんか。

木村委員) 発問については、教科化されて初めて導入しますので、実力のある教師であればいいですが、道德の問題というのは、や

り方がわからないという中において、例えばジレンマの問題でもどういう発問をするかで考え方、深まり度合いが全然違うと思います。それを白紙の状態では先生方に委ねると、先生方としてもわからないというところはあると思います。多少はいろいろ多めにしておくほうがいいのではないかとはい思います。これがこなれてきて何年か経つと、このようなものがなくても自分でできる先生も出てくるとは思います、今のこの最初の段階ではちょっとどうかと思います。

小石委員)　　こういうものは、国語を読むときに、国語の中身を理解するという作業があります。結構高度なものが入っていたりすると、それだけでかなりの時間を要します。本当は自分の心を見つめたり、自分の行動がそれによって変わったりする、そういう価値観を見つけたり、変わったりするところにもっていくのが目的です。そのあたりがなかなか難しいと思います。それを自分のものに引きつけて、自分ならどうするかまで深く入り込んでいけるような発問ができるか、これは先生の力だと思います。

浅井委員)　　今まで学校やクラスによって随分道徳の指導には差があり、これを解消するために、今回特別な教科になったと理解しています。そういう意味で初めて教科書を決めることでもありますので、発問もなるべく多く、細かく尋ねることも大事なのかなとたくさんの教材を見せていただいて、そのように感じています。

松本委員)　　芦屋でしたら兵庫県のものや、また独自の教材も挟み込んでいくようなことをされていますが、今まで芦屋で扱ってこら

れた多文化共生など、特に力を入れてこられた流れを勘案した上で、どこがいいなどというのはありますか。

学校教育課長) 今回の検定資料、教材の内容については大きな差はないと感じております。そういう意味では、今まで芦屋が大切にしてきたものがより濃く反映されたものを決めるというのは、なかなか難しいという気はいたします。

教 育 長) 今、松本委員がおっしゃった中で、兵庫県が今まで道徳の副読本をつくっていましたが、芦屋市もつくってきました。これらを使って授業してきている経過があるので、これを踏襲しているようなものはどこでしょうか。大体皆一緒ですか。

学校教育課長) 報告書の資料の63ページ、64ページにございますが、道徳読み物資料として、都道府県資料、兵庫県版道徳教育副読本が入っているかということ、全ての教科書に入っておりません。今回使っている「心ときめく」「心きらめく」「こころはばたく」、これが兵庫県版の今使っている資料でして、こちらからは同じ資料はないということになっております。

若干古いのですが、芦屋市がこれまで使ってきた「みんないきいき」という資料がございます。こちらは定番の「かぼちゃのつる」、「はしの上のおおかみ」、「手品師」などは同様に出ておりますので、そのあたりは重なっている部分があるのかなと考えております。

教 育 長) わかりました。

小 石 委 員) 結局どう評価するかという問題がそこにつながっていて、大変難しい問題がありますね。

教 育 長) 大体が、35時間単位ですか。

学校教育課長) そうです。

教 育 長) 今、時間数は週に何時間ぐらいとれているのですか。

学校教育課長) 週1時間です。

教 育 長) 1年間で大体35時間は確保できるのですね。これらの教科書に挙がっている教材は全部しないといけないのですか。

小 石 委 員) 先ほどの説明にありましたように、中には結構長いものもあります。まずは教材を読んで、それからそれについての問いを通して、自分の心を見つめる、そこまでを1時間でやり終えるのは結構大変だと思います。

学校教育課長) 全部する必要はないと考えております。例えば光文書院の6年生であれば、35プラス付録でさらに5つの教材がついて全部で40の教材が入っておりますので、これらすべてを必ずしなければいけないということはないと考えております。

教 育 長) いろいろと説明していただきましたが、この8社から決定します。どの教科書を使ってもいいわけですが、本日の説明と、教育委員の皆さんが直接手にとっていただいて、ご覧いただいた上での所感の中で2社を挙げていただきたいと思います。そこから多く上がってきたものを、最後に教育長として判断させていただき、皆さんの御同意をいただきたいと思います。

木 村 委 員) その前にお伺いしておきたいのですが、別冊がついているかどうかの判断について、実際のところどうなのでしょう。別冊をうまく使えるところのメリットを出すのか、あるいは別途ホームページでデジタルデータをダウンロードして、それを使いやすいように先生方でカスタマイズするところをメリットとするのか、そのあたりは、今の現場の先生方の感覚ではどう

でしょうか。

やはり人それぞれで余り決まったものはないのでしょうか。別冊がついているものとそうでないものがあるということからして、そこで大きく見方が分かれるのかなとも考えますと、現実の運用といたしますか、お考えをお聞かせいただければと思います。

松本委員) それに加えて、大きさもちよっと気になるところです。論点の中心ではありませんが、大きさなどもどうでしょうか。

小石委員) ほとんどこの大きさですね。この大きさは普通ですか。

木村委員) 光村図書はちょっと小さいですね。

学校教育課長) 先ほどの別冊の話ですが、木村委員がおっしゃったように、教師それぞれの考えは違うと思いますが、やはりあると正直助かると思います。週1時間しかない中において、どれだけ教材研究の時間に費やせるのかと考えますと、別冊があることによって随分教師は助けられると思います。

小石委員) 私もそう思います。

木村委員) 一見、ホームページでダウンロードするというと簡単に聞こえますが、毎回それをやるとなると結構な手間ですので、ちょっと億劫になってしまうところはあると思います。

教育長) 今回の選定に当たって、副読本の有無という観点での線引きはしにくいということです。木村委員、よろしいでしょうか。

木村委員) はい、結構です。

教育長) そうしましたら、委員から推挙をしていただきたいと思います。それでは、小石委員からよろしくお願いします。

小石委員) 難しいですが、全体の雰囲気として、僕は日本文教出版が

よさそうかなという感じがしました。もう1つ挙げないといけないのでしょうか。

教 育 長) いや、なかったらそれで結構です。

小 石 委 員) では、それをお願いいたします。

教 育 長) 木村委員、いかがですか。

木 村 委 員) 私は別冊であるワークシートがついているものの方がいいかなと思いました。そうすると3社になるのですが、学校図書については読み物には設問はなく、別冊にあるという形でして、私としてはやはり本文についていたほうがいいかなと思いますので、日本文教出版か、廣濟堂あかつきかなと思います。

教 育 長) 日本文教出版とあかつきですね。わかりました。では、浅井委員お願いします。

浅 井 委 員) 教科書がまた新たに加わるわけですから、大き過ぎないとか重過ぎないとか、その辺を考えますと、私は廣濟堂あかつきが、ノートがコンパクトにおさまる点も考えられているなど思うのと、文字の大きさ、体裁や字体もすごくそろっていて、読みやすいと思います。

内容的にも、いろいろ網羅されているのですが、イチローとか山中伸弥さんとか命のメッセージでバレーボールの横山友美佳さんのことが5年生で出ており、内容的にもいいかなと考えました。

日本文教出版については、出典がはっきり明記されていて、巖谷小波とか少年少女文学全集、古い本ですが、道德の指導資料と、その利用の中からと、そうした細かいところまで明記されているのは大変いいと思うのですが、字体・体裁・余白の取

り方などが教材によって全然違っていています。あえてばらばらになさっているのではないかなと思うのですが、ちょっと落ちついて読めない感じがするところが残念です。

また本の題名が「生きる力」なのですが、ほかの会社は大体「道徳」と入っていたり、学校図書は「かがやけ みらい」ですよね。「道徳」という言葉は大事にしたいと思いました。

あともう1つ、東京書籍は「問題を見つけて考える」という一貫したテーマを掲げていて、3年生なら「なかよしだから」、4年生は「お母さんのせいきゅう書」、5年生が「くずれ落ちただんボール箱」、6年生「修学旅行の夜」とテーマをはっきりさせて題材を選んでおられます。そういう点がすごく判断力や考える力を養うには大切なのではないかと思います。各学年はっきりとテーマ付けさせておられるところがいいと思いました。

トータルで言いますと廣済堂あかつき、次に東京書籍、3番目に日本文教出版を推薦したいと思います。ただ、東京書籍については、出典が全然書かれていない点が気になりました。これは、必要なことだと思います。

教 育 長) 松本委員、お願いします。

松 本 委 員) 決めるのは大変難しいと感じました。最初にざっと見たときの印象としては、光村図書の紙の色が真っ白じゃなくて色がついており、サイズとか表紙とか全体のデザインなど統合していてすごく見やすいと思いました。6年生の初めに、まどさんのメッセージもすごく引きつけられていいなと思って拝見させていただきました。

全体を通して見たときに、詩から始まっているのが道德心とありますが、そんな感じがしますので、廣濟堂あかつきや学研なども詩から始まっていたと思いますが、いいなと思いました。また、日本文教出版の写真の表紙も、子どもたちの生き生きした姿の写真で、デザインの的にもいいかなと思いましたし、ノートも小さくてしっかり入っているので、いいなという印象を受けました。

東京書籍については、CD-ROMが別にあって、発問もいいなと思いました。やはり、教科書を開いた印象としては、廣濟堂あかつきがシンプルで、詩から始まっているのと、道德の時間にどういうことをするのか書かれているところも見やすく感じました。自分で考えて、そして人の意見も聞いて話し合うことについては、どの本にも書かれていますが、いろいろな答えがありますという点について、きちんと各学年で強調している点についてはとてもいいと思います。

いろいろな考え方について話し合うときに、1つの正解を子どもたちは求めがちになるところを最初の方針として毎学年、きちんと聞いていろいろな答えを認め合うという点を押さえてあるのもすごくいいなと思いました。今の教科書は色やイラストも多用していますが、それは子どもたちには見やすいのかもしれませんが、私としては、色を多用し過ぎて逆に見にくいなという印象も受けまして、トータルとして廣濟堂あかつきがいいのではないかと思います。

教 育 長) 廣濟堂あかつきが1番ですね。2番目としてはどちらでしょうか。

松本委員) 2番は光村図書でお願いします。

教育長) そうしますと、小石委員は日本文教出版、木村委員は日本文教出版、2番が廣済堂あかつき。浅井委員は1番が廣済堂あかつきで、2番が東京書籍、第3番が日本文教出版ですね。松本委員は1番が廣済堂あかつき、2番が光村図書ですね。

意見をまとめますと、第1順位として日本文教出版を小石委員と木村委員が挙げられて、浅井委員と松本委員は廣済堂あかつきを1番に挙げていただいたということになるかと思えます。

私としては、ノートとして別刷りになってる点にこだわっていました。どっちにしても別刷りになっていますし、教科書に書き込むよりはノートに書くほうがいいと思っていますので、その扱いから見ると日本文教出版、廣済堂あかつきとも別刷りになっており、どちらかからでも選定したらいいと判断しています。

では、どちらがいいのかになるわけですが、改めて確認をいたしますが、この教材の中身として、従来、芦屋がやってきた教材の中身としては、日本文教出版も廣済堂あかつきも、ほぼ同等とみなしてよろしいですか。

学校教育課長) はい。そのように考えております。

教育長) もう1つは、阪神・淡路大震災については、どちらが詳しく載っていますか。これについては、何か資料がありましたね。

学校教育課長) 資料の43、44、45ページに、兵庫県に関することが書かれています。防災については46ページ以降です。

教育長) 私は芦屋にとって、やはり教材として阪神・淡路大震災は大事にしていきたいという思いがあります。3年生で日本文教

出版も廣濟堂あかつきも、どちらも阪神・淡路大震災について取り上げており、日本文教出版は4年生にも取り上げていますが、廣濟堂あかつきは取り上げておりません。5年生、6年生については、日本文教出版は5年生で取り上げ、6年生では扱いがありません。廣濟堂あかつきについては5年生、6年生どちらも取り上げていません。芦屋では精道小学校を初めとして、阪神・淡路大震災を語り継いでおり、まだまだ風化させてはいけません。私はこの阪神・淡路大震災が教材として採用しているということで判断したいと思います。

そういう意味において、阪神・淡路大震災が多く明記されているということで、小石委員、木村委員が推された日本文教出版を教育委員会としての決定としてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、日本文教出版の道德で決定させていただきます。事務局、それでよろしいですか。

学校教育課長) ありがとうございます。

教 育 長) ここに至るまで、何時間も費やして勉強させていただいたということについては、本日お見えの出版社の皆さんにも御理解いただきたいと思います。

これより採決いたします。本案は、日本文教出版に決定するというので御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、日程第2、報告第8号「芦屋市立幼稚園・保育所

のあり方について」を議題とします。

この件につきましては、前回8月4日の第7回定例会において報告を受けたところですが、事務局より改めて説明したいとの申し出がありましたので、急遽、追加議題としたものです。それでは提案説明を求めます。

管 理 部 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

子育て推進課長に確認ですが、精道保育所の跡地に認定こども園を設置する方向性で進めていくに当たり、精道幼稚園及び精道保育所については廃園することになります。これら一連の動きは、来年とか、そういう時期からになってくると考えてよろしいでしょうか。

子育て推進課長) 岸田部長から御説明がありましたように、精道保育所隣接地の購入につきましては、現時点では、まだ詳細を詰めている段階にありますが、一連の動きの中で然るべき時期に確実に対応してまいります。

教 育 長) 精道幼稚園と精道保育所の廃園と同時に新しく精道認定こども園ができる、そこにタイムラグはないということによろしいですか。

子育て推進課長) もちろんそうです。

教 育 長) この点については教育委員の皆さんも、確認したい重要な点でして、廃園はしたが認定こども園は開園できないという状況になるということはありませんね。

子育て推進課長) ございません。

教 育 長) わかりました。

管 理 部 長) 参考までに、平成31年4月から精道幼稚園で認定こども園をスタートすることになりますが、その段階では、いずれ精道保育所でできる認定こども園を見据えて進めていく必要がございます。平成31年4月からの認定こども園では、幼稚園部門としては1クラス20人を定員として考えています。従いまして、この10月に募集する定員としては1クラス20人になります。

教 育 長) 現在の精道幼稚園の在園児は何人でしたか。

管 理 部 長) 4歳が19人で、5歳が18人、合計37人です。ですから、現在の在園児数を勘案して、この枠は確保するという事で定員を20人にしております。

教 育 長) わかりました。

本件について、2月の総合教育会議で方向性を決定し、その後、議員、保護者や地域の皆さんに説明し、いろいろな意見の中で変更するところは変更し、その内容について7月に改めて総合教育会議を開き、教育委員会、市長部局がお互いに方向性を再度確認いたしました。これを受け、教育委員会において、前回の定例会では朝日ヶ丘幼稚園の件を、そして本日の臨時会では精道幼稚園について新たに精道保育所の跡地で認定こども園を建てる方向性を市長部局で決定されたということで、次のステップに踏み込んでいくものと認識しております。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、今回の報告を踏まえて、朝日ヶ丘幼稚園に加えて精道幼稚園についても、本日の教育委員会で設置管理条例の改

正について審議していくことをご異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

以上、芦屋市立幼稚園・保育所のあり方に関する報告を受けたものとしたします。

〈報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 　ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) 　次に、第12号議案「芦屋市立幼稚園設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 　　〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 　説明が終わりました。質疑はございませんか。

それでは、私が確認を要したい点があります。9月15日の広報あしやに掲載する必要がありますが、議会の議決は9月の末ですので、記事としてはどのような表記にするのか考えていますか。

管 理 課 長) 　その件に関しましては、こうする予定という形での記事が適当なのか、あるいは、場合によっては15日号では記載せず、10月に直接保護者の方に御案内をさせていただく形をとるか、今検討しております。

教 育 長) 　中途半端な表現では、掲載できないですね。応募する方が惑わないようにしないといけません。募集人数もはっきりと書

かないといけませんし、そのあたりをきちっと詰めておかないといけませんね。

管理部長) 認定こども園になることを一切書かないのか。あるいは20人で打ちどめですよと全く書かないのか。それはもう一緒に、こういう予定ですとか、こうなる場合もありますという表現で、9月15日号に記載した方がいいですね。

教育長) 私もそう思います。やっぱり議会を経たらこうなりますということをただし書きで書いておかないといけないと思います。

管理部長) 9月議会で可決された場合はこうなりますとか。そういう表現にならざるを得ないです。

教育長) 保育所についてはどうでしょうか。

子育て推進課長) 今回の件につきましては、保育所の募集がまだ少し先ですので大丈夫です。

教育長) その辺で懸念されることはありますでしょうか。

小石委員) 9月議会の議決はいつですか。

社会教育部長) 26日です。

管理部長) 補足ですが、平成31年から2年間は精道幼稚園の敷地で暫定的に認定こども園を開設しますが、その認定こども園については今の精道幼稚園のお子さんと精道保育所のお子さんに来ていただける認定こども園ですので、この2年間は1号認定こどもの3歳児保育は実施いたしません。精道保育所の敷地で開設する認定こども園から開始するということです。

教育長) 面積的に実施が難しいということでしょうか。

管理部長) そうです。精道幼稚園の敷地で3歳までを受け入れるのは難しいと思います。

教 育 長) 9月15日号に掲載する内容は、議会でご審議いただいていることを踏まえ、正確を期し、市民の皆さんの不安を払拭する形の表現で書いてほしいと思います。4歳児の募集人数については、20人と書いていいのですね。

管 理 部 長) どこかで制限する以上は、20人と記載しておかないといけないと思います。

教 育 長) 子育て推進課長、20人でよろしいですか。

子育て推進課長) はい。

教 育 長) どこかで書かないと仕様がなですね。書かないと市民の皆さんに混乱もきたしますし、ややこしくなります。

松 本 委 員) 精道保育所の小さいお子さんも、精道幼稚園で開設する認定こども園に来られるのですか。

管 理 部 長) 精道保育所の0歳から3歳のお子さんについても来ていただきます。先ほど申し上げましたのは、1号認定子どもの3歳児についてです。要は現有の精道保育所と精道幼稚園のお子さんを精道認定こども園でお預かりするということです。

浅 井 委 員) こども園としての3歳はまだですね。2年間はできないと。

管 理 部 長) そうです。幼稚園部門の3歳は精道保育所側でできてからということです。

教 育 長) 期待ばかり膨らんで何だということになるので、そこら辺も丁寧に説明しておかないといけませんね。

小 石 委 員) こども園ができたらずぐに、3歳から通えるという誤解がないようにしなくてははいけませんね。

木 村 委 員) 精道保育所で新しい認定こども園を建設している間、精道保育所の子どもたちをどこかで引き受ける必要がありますので、

暫定的な認定こども園にするということですね。

管 理 部 長) そうということです。

木 村 委 員) 緊急避難的ということですね。

管 理 部 長) 言い方を変えるとそういうことです。

教 育 長) 再度になりますが、そのあたりの表現はきちっと事務局で詰めてください。今、皆さんで確認した内容は押さえてほしいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

この条例改正議案の内容としては、市立幼稚園のほか、市立保育所の内容も含まれており、保育所については教育委員会の職務権限ではありませんが、市全体として幼稚園・保育所のあり方を示す中での一体の条例改正であり、市議会においてもこの形で議案を上げることから、本日ご審議いただきました。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

あと、地域の皆さん等の説明は丁寧に、理解を深めるように市長部局、こども・健康部とうまくタイアップしてやっていきましょう。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第13号議案「平成29年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

市長部局の予算説明において、何か所管課として補足説明することがありましたらお願いします。

子育て推進課長) 3 ページの市長部局の予算で挙げていただいております予算項目の下段にあります、市立認定こども園基本設計業務委託でございますが、正式には精道幼稚園の保育所の土地の拡張の部分でありましたり、西藏認定こども園についても同様に、南側に囲繞地で、道路に接していない住宅との境界との関係がありまして、きちりとした面積の確定はまだできておりませんので、実施していく段階においては、そこを確定させる必要があります。現時点ではまだ確定できていない範囲ですが、ある程度目途もついて進めていけるものということで、建築の担当とも協議を詰めております。一旦こちらについては約1, 200 平米程度の建物になるだろうという想定で補正予算を計上しております。ですので、実際、確定若しくは基本設計の次の段階である詳細設計の際には、この辺については、変更した上で設計していくことも出てくるかとは思っておりますが、一旦、これを前提にいたしました。

教 育 長) わかりました。山手中学校建替工事に伴うテニス部の練習場への移動手段ですが、帰りはバスを使うなど、全ての往復についてタクシーありきではないですよ。

学校教育部長) はい。そのとおりです。

教 育 長) つまり、移動手段としてタクシーを使う場合もあるという理解でよろしいですか。

学校教育部長) まず、学校からテニスコートまで行く場合に、なるべく早く

行って部活を始めないといけません。ですが、子どもたちの授業終了後に集まるタイミングも前後する可能性がありますので、来た者からすぐに行けるよう、融通がきくタクシーを使わせていただくということです。行きはタクシーですが、帰りは一気に皆で帰って来ることが出来ますので、バスを使って校区内まで帰ってくるということで、全ての行程についてタクシーを利用するというわけではございません。

管 理 部 長) 週に1回ですね。

学校教育部長) はい。1回です。

管 理 部 長) 週1回、平日に時間がない中で移動する場合に限って行きだけはタクシーを使うということです。当初は、子どもたちには開森橋まで歩いてきてもらい、そこからバスで松浜公園へ行く予定で考えておりましたが、行きのバス代が1人220円でタクシーだと4人乗車できるので、料金も大体1,000円ちょっとです。バスで行っても1人220円ですので、4人分で880円かかるとなれば、開森橋まで歩く時間がかかって、そこからバスで行くなど、到着したら4時を回っているなどということを考えますと、経費的にもほとんど差がなく、すぐに行くことが出来るということで、行きだけはやむを得ないという結論に達しました。

教 育 長) わかりました。タクシーを使うことについては、十分に市民の皆さんにも説明をしなければいけません。

浅 井 委 員) 結局は合理的であるということですね。

管 理 部 長) そうです。費用対効果で考えると、さほど費用に差はございません。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。
本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

なお、精道幼稚園改修に係る予算については市長部局の予算
となりますので、その内容について報告を受けたものとします。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い
たします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言